

住民票・個人番号カード等への旧氏^{きゅううじ}（旧姓）記載について

住民票・個人番号カード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日に施行される。

これにより、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票・個人番号カード等に併記し、公証することができるようになる。

1 申請受付・旧氏記載の住民票交付開始日

令和元年11月5日（火）

2 受付場所

本庁舎戸籍住民課窓口、各区民事務所

3 住民票への旧氏記載申請時の必要書類

記載を求める旧氏が、その者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載されている戸籍謄本等から現在の戸籍に至るすべての戸籍謄本等が必要となる。

4 住民票・個人番号カード等への旧氏の記載

旧氏を初めて住民票に記載する場合、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から一つを選んで、住民票への記載を申請する。

なお、旧氏は氏名と併せて公証されるため、戸籍上の氏のみ、旧氏のみのように、片方のみを記載した住民票を発行することはできない。

また、住民票に旧氏を記載すると、個人番号カード等にも旧氏が記載される。

【P4参照】

5 旧氏の記載に関する留意点

- ・旧氏を初めて記載する場合は、戸籍に記録されている任意の旧氏の一つを記載可能である。
- ・既に住民票等に記載されている旧氏は、婚姻等により氏に変更されてもそのまま記載され続ける。
- ・旧氏を記載している者が氏を変更した場合には、直前に称していた氏に限り、旧氏として記載の変更が可能である。
- ・旧氏の必要がなくなった場合は旧氏を削除することは可能である。ただし、旧氏を削除した場合には、その後、氏を変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧氏の中から1つを選んで再び記載することが可能である。

6 その他

東京都板橋区住民基本台帳事務取扱規則を改正し、申請書等の様式の変更・追加を行う。

また、今後、区民に対してホームページ及び広報いたばしにより周知を行う。

(案)

住民票

東京都板橋区

(1 枚中 1 枚目)

世帯主	山田 太郎				
住所	東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号				
氏名	山田 太郎		続柄	世帯主	個人番号 XXXXXXXXXXXX
	***	*****	性別	生年月日	住民となった年月日
			男	昭和xx年xx月xx日	平成xx年xx月xx日
	前住所	東京都練馬区〇〇〇x丁目xx番x号			
	本籍	東京都豊島区〇〇〇x丁目xx番	筆頭者	山田 太郎	
	***	*****	***	***	***
			****	****	****
備考					
氏名	山田 花子		続柄	妻	個人番号 XXXXXXXXXXXX
	旧氏	佐藤	性別	生年月日	住民となった年月日
			女	平成xx年xx月xx日	平成xx年xx月xx日
	前住所	東京都練馬区〇〇〇x丁目xx番x号			
	本籍	東京都豊島区〇〇〇x丁目xx番	筆頭者	山田 太郎	
	***	*****	***	***	***
			****	****	****
備考					
氏名			続柄		個人番号
	***	*****	性別	生年月日	住民となった年月日
	前住所				
	本籍		筆頭者		
	***	*****	***	***	***
			****	****	****
備考					
氏名			続柄		個人番号
	***	*****	性別	生年月日	住民となった年月日
	前住所				
	本籍		筆頭者		
	***	*****	***	***	***
			****	****	****
備考					

